グ　ル　ー　プ　会　則

（名称）

第１条　この会の名称は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

（目的）

第２条　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術の向上と会員相互の親睦を

図り、日常の生活に潤いをもつことを目的とする。

（事務所）

第３条　本会の事務所は　　　　　会長（代表者）宅　　　　　に置く。

（活動）

第４条　本会は次により活動を行う。

　　　１　活動場所　主に西阿知公民館で活動する。

　　　２　活　　動　例会時　毎月第　　　　　　　・第　　　　　　（　　　　　　）曜日

　　　　　時　　間　　　　　　　　時　　　　　　　分～　　　　　　　時　　　　　　分

　　　　　　　　　　　（例会が公民館の休日等の場合は変更し、その都度会員に連絡する。）

　　　３　発　　表　公民館の文化展には積極的に参加する。また、公民館から要請があるときは

それに従う。

（役員）

第５条　本会に

　　　１　会長、副会長、会計、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を置く。

　　　２　役員の選出　会員の互選により選出する。

　　　３　役員の任期　任期は１年とし、再任は妨げない。

　　　　　　　　　　　　　毎年４月から翌年３月末とし、会計年度と同じとする。

（会費）

第６条　本会は次により会費を徴収する。

　　　１　会費及び徴収方法

　　　　　毎（回・月・年）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円を前納する。

　　　２　会費の使途　主に講師謝礼に充当する。

　　　３　この会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

　　　４　会計報告は、年度末に行い、その写しを１部公民館に提出する。

（退会）

第７条　退会については次による。

　　　１　退会するときは、会長に届出を行う。

　　　２　退会による会費の払い戻しはできない。

　　　３　正当な理由がなく、会費を未納のまま放置した者、長期間欠席したものは退会したものとみ

なす。

（その他）

第８条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項はその都度会員と協議して決定す

する。また、公民館グループ規程に留意するものとする。